

行政減量・効率化有識者会議 ご説明資料

(造幣局)

平成20年10月8日
財務省

目 次

独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)(抄)	…	1
1. 実物資産の処分について	…	2
東京支局の取扱い	…	2
保養所・宿舎・庁舎分室の取扱い	…	4
2. 過去の不要資産の売却収入の扱いについて	…	5
3. 人員削減の取組みについて	…	6
4. 利益剰余金の扱いについて	…	7
内部留保される積立金の使用目的・必要性	…	7
積立金の国庫納付割合の見直しの是非	…	7
5. 事務及び事業の見直しについて	…	8
貨幣製造業務以外の製造業務等	…	8
品位証明業務	…	8

独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定) (抄)

1、事務及び事業の見直し

【貨幣製造業務以外の製造業務等】

民間と競合する一般向け商品である金・銀盃及び装身具の製造などから撤退する。

【品位証明業務】

品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務については、アクションプログラムに基づき、収支相償を図る。

2、組織の見直し

【人員削減】

職員数については、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減を行う。

3、運営の効率化及び自律化

【保有資産の見直し】

東京支局について、豊島区の存置の意向等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用等の観点から、有効活用の可能性について検討する。

庁舎分室のうち東京支局大塚寮については、次期中期目標期間中に、旅費規程上の宿泊料を支給すること等による廃止の可能性について検討する。

保養所について、次期中期目標期間中に段階的に廃止する。

職員宿舎について、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約する。

【業務運営体制の整備】

職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組む。

1. 実物資産の処分について

東京支局の取扱い

独立行政法人整理合理化計画(抄)

【保有資産の見直し】

東京支局について、豊島区の存置の意向等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用等の観点から、有効活用の可能性について検討する。

取組

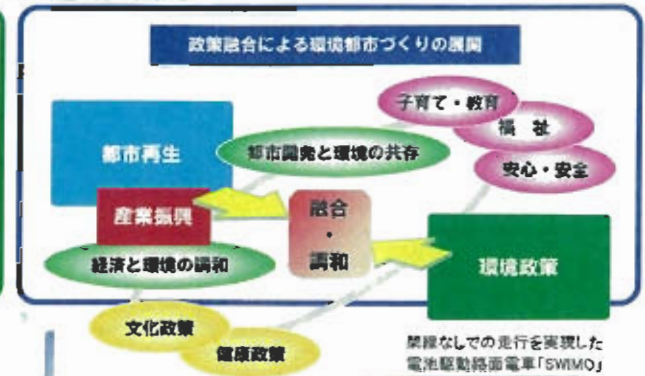
- ・地元の豊島区は、「ものづくり中小企業」育成の観点から東京支局の存置の意向を示すとともに、東京支局敷地や池袋駅周辺を含めた地域での都市再生を目指して、東京都を通じて政府の地域活性化統合本部に「都市再生緊急整備地域」の指定を要請している。
- ・東京支局については、これら地方公共団体の再開発事業に係る検討状況等も踏まえつつ、更なる資産の有効活用を行うこととし、具体的な方策について検討することとしている。

= 副都心線開通に向けて = 池袋副都心・グランドビジョン 2008

6月14日の「副都心線」開業により、都市間競争は新たなステージを迎えようとしています。

サンシャインシティの誕生から30年、池袋副都心はいま、これまでの文化政策に加え「人と環境への優しさ」をコンセプトとして新たな「グランドビジョン」を描き、地域と行政が目標を共有しながら、東京において個性を発揮する都市づくりを進めています。

コンパクトに集積した街の姿、暮らしが息づく副都心、個性ある大学や劇場の集積、そして地域の顔が見えるまちづくりこそが、池袋の強みであり、都心部や新宿、渋谷には真似のできない、池袋らしさであると考えられています。



グランドビジョン推進懇談会の設置

地域、大学、事業者、行政による継続的な話し合いのテーブル

- ① 東京初のLRT整備と歩行者優先ゾーンの創出
- ② 清掃工場排熱利用システムの構築
- ③ 地域冷暖房導管ネットワークの拡大
- ④ 都市型生ごみ発電施設の整備
- ⑤ クールシティ中枢街区パイロット事業
- ⑥ 都市再生緊急整備地域の指定
- ⑦ 環状5の1号線地下通過道路の整備
- ⑧ 池袋駅・駅周辺の整備(東西デッキ広場等の検討)
- ⑨ 西口駅前まちづくり(広場改修、Echika計画等)
- ⑩ 補助172、173号線の整備
- ⑪ 東池袋まちづくり(サンシャイン、造幣局周辺)
- ⑫ 東池袋四丁目市街地再開発(第二地区)
- ⑬ 補助81号線沿道まちづくり
- ⑭ 副都心線「東池袋新駅」の設置促進
- ⑮ 新庁舎整備(南池袋二丁目地区案)
- ⑯ 現庁舎の跡地活用と周辺整備

グランドビジョンを構成する池袋副都心のリーディングプロジェクト



造幣局

※上記の計画には、今後、区議会や関係機関等に説明をした上で具体化を図っていくものが言われています。

独立行政法人整理合理化計画(抄)

庁舎分室のうち東京支局大塚寮については、次期中期目標期間中に、旅費規程上の宿泊料を支給すること等による廃止の可能性について検討する。

保養所について、次期中期目標期間中に段階的に廃止する。

職員宿舎について、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約する。

取組

- ・ 大塚寮は平成20年度末をもって廃止し、速やかに処分する。
- ・ 保養所は平成20年度末をもって廃止し、速やかに処分する。
- ・ 職員宿舎については、枚方宿舎、男子寮(大阪)の廃止を含めた廃止・集約化計画の策定に向け検討を行っている。

2. 過去の不要資産の売却収入の扱いについて

取組

・改正通則法が成立・施行されれば関係法令に則って、平成19年度末までに処分済みの土地の売却収入についても国庫納付(4億円程度を見込む)することとしている。

〔処分済資産(処分時期)〕

- ・新座敷地(一部) (平成16年2月)
- ・江古田敷地 (平成19年3月)
- ・石神井敷地 (平成19年3月)

3. 人員削減の取組みについて

独立行政法人整理合理化計画(抄)

【人員削減】

職員数については、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減を行う。

取組

・ 人員削減については、業務の効率化や業務量等に応じた適正な人員配置を行いつつ、総人員数の削減に積極的に取り組み、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減とされた合理化計画を着実に実施している。

(参考) 国家公務員(特定独立行政法人を含む)は、平成22年度までに平成17年度末と比較して5%を上回る削減を目標とし、これを達成するため必要な施策を講ずるものとされている。

4. 利益剰余金の扱いについて

内部留保される積立金(二分の一)の使用目的・必要性
積立金の国庫納付割合の見直しの是非

取組

・造幣局は多くの独法と異なり、国からの運営費交付金や施設整備費等に依存せず独立採算で事業を行っており、保有する積立金は事業収入に由来するものである。

・積立金は原則1/2を国庫に納付、残りの1/2は設備投資や国の時代の勤務分に相当する退職一時金に係る債務の給付等、業務運営を行う上で必要な財源である。

(注)退職一時金に係る債務は独法移行時で186億円を計上。当該債務は国の時代に発生した債務であるが、独法移行時に財源措置を行わず、独立採算を旨とする造幣局が自己の収益(積立金)により手当てするものと整理。第1期中期目標期間終了時でも110億円程度残存している。

5. 事務及び事業の見直しについて

貨幣製造業務以外の製造業務等、 品位証明業務

独立行政法人整理合理化計画(抄)

【貨幣製造業務以外の製造業務等】

民間と競合する一般向け商品である金・銀盃及び装身具の製造などから撤退する。

【品位証明業務】

品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務については、アクションプログラムに基づき、収支相償を図る。

取組

- ・平成19年度末をもって、一般向け商品である金・銀盃及び装身具の製造などから撤退した。
- ・貴金属の品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務については、アクションプログラムに沿って、業務実施局の集中や手数料の見直し等の業務の抜本的な見直しを行い、収支相償を目指した収支改善に取り組んでいる。

(注)品位証明業務は平成19年1月、分析業務は平成20年9月にアクションプログラムを公表している。